

令和4年度

「小学校のあり方について  
意見を聞く会」

報 告 書

— 湯川村教育委員会 —

## ①教育制度について

- ・人口減少は全国的な問題であり、小学校統合は将来的に避けることはできないと思う。
- ・1つの幼稚園から2つの小学校へ、そして再び1つの中学校と進学の流れに疑問を持つ人が多くいる。
- ・両小学校が合同で行う学校行事等を徐々に増やしてほしい。
- ・オンライン等を活用し他校との交流機会を増やすなど、少人数のデメリットを緩和する対策を検討してほしい。
- ・小規模特認校などの制度を活用し、両校を少人数希望校と大人数希望校に分け、選択制度を導入することはできないか。
- ・湯川村が取り組み評価されている歯科衛生や体力づくりなどをもっと、広くPRすべきである。
- ・本会議に参加し、学校教育制度や特別支援学級などについて理解を深めることが出来た。
- ・次年度からのコミュニティスクールについては期待している。保護者への説明をお願いしたい。
- ・幼小中一貫教育について、子供や保護者目線から何が良いことなのかがわからない。
- ・子供達をどのように育てて行くのか、両小学校をどのような特色をもった魅力ある学校にするのか、具体的な分かりやすい目標を示すべきである。
- ・1人一台のタブレットを今後も積極的に様々な活用方法を検討してほしい。
- ・IT機器の使用による目などへの健康被害への対策として、利用制限を考えてほしい。
- ・将来のタブレットなどの機器更新に要する経費を今から考慮しておいてほしい。
- ・タブレットに使われるのではなく利用する教育をお願いする。
- ・タブレットの家庭での利用規制をお願いしたい。
- ・学校の業務が増える一方なので、学校、自治体、保護者の役割と責任を明確にして、先生方が子どもたちと向き合う時間が増える様にしてほしい。
- ・義務教育学校の河東学園などを参考に、湯川村においても小中一貫制度を取り入れる時期だと思う。
- ・コミュニティスクールの導入は、地域力の導入、地域をあげて未来の宝を育てていくという事では賛成である。
- ・先生の体罰は勿論許される行為ではないが、全てを先生のせいにするのではなく、もっと先生が持っている力を自由に発揮できるような環境づくりをすることも必要ではないのか。
- ・教育制度を理解し、その都度じっくり話し合う機会を設け、その時代に合った対応を考えていく必要がある。
- ・教育支援員の活用については、特に、中学校の特別支援学級の設置が難しい現状を考えると今後検討していく必要がある。
- ・村の教育の特色として、英語教育にもっと力を入れてALT等を活用し生きた使える英語のできる子どもを育ててほしい。
- ・子供たちが社会へ出て行くための学習内容が増加しており、教育時間（期間）が足りず学術系を重視し教養系を軽んじる傾向がますます進んでいる。12年の教育機関の中で体験型・学習型・学術型の統一的な教育計画を策定する時期にきていると思う。

## ②児童クラブについて

- ・ 有事の際の対応として、学校では7ー7ルールとして 19:00 まで、児童クラブでは 18:30 までと差がある。教育委員会内部での情報の共有が必要ではないか。
- ・ 共働きや核家族が多くなり、児童クラブの利用児童数も年々増えている。村として若者定住を進めているのであれば、利用時間の変更や受入れ環境も見直す時期になっているのではないか。
- ・ 勝常小からは、児童クラブは学区外への移動となり、距離も遠く時間もかかることから、交通事故などの安全面を考慮すれば小学校の近くにあるべきだと思う。
- ・ ユースピアゆがわをいつまでも利用するのではなく、各小学校の敷地内や近隣に施設を開設する計画を立ててほしい。
- ・ 緊急時には、19時まで学校で子どもを預かることができる制度があるが、学校教職員が対応しているのであれば負担が増えるばかりである。これを児童クラブ職員が担当すれば、教職員に負担をかけることなく実施できると思う。
- ・ 児童クラブの運営は、人口増加を進めている湯川村にとって子育て支援のための主要施策である。
- ・ 児童クラブは必要不可欠である。児童クラブの支援員の先生を確保し長く働いてもらうためにも、給与面の充実を図るべきではないか。
- ・ 今後も利用者の増加が見込まれることから、現在手狭となっている、ユースピア以外の施設の利用も検討していくべきだと思う。
- ・ 本来学校の空き教室等を活用して行うものなので、小学校統合も含め総合的に検討していく必要がある。
- ・ 児童クラブは、子供にも保護者にも大変ありがたい制度である。
- ・ 支援員の充実が必要なため、村内の退職した先生等の協力を得ることはできないか。
- ・ ユースピアの使用は、目的外使用で本来の用途から逸脱している。生涯学習の拠点として、しっかり活用してほしい。
- ・ 充実させていく必要はあると思われるが、入会する児童の増加に対する対応の仕方については今後検討すべきである。施設を拡充することは難しいだろう。
- ・ 児童クラブでも寺子屋的な要素も兼ね備えた預かりであれば学力向上・体力向上にもつながるのではないか。
- ・ 核家族化や共働き化が進み、近い将来には小学生は全員児童クラブに入るようになれば、課外授業的な要素や24時間営業的な運営も必要になると考える。

### ③小学校統合について

- ・ 臨時的にスクールバス等の対応の必要性を強く感じている。
- ・ 一時的に「人数が増えて良かった」で終わらせずに、親も子どもも「湯川村で良かった」と思える対策が必要である。
- ・ データを見る限り統合は当面ないが、いずれ統合を考える時期は来るため、今から少しずつビジョンを決め、統合が必要になった時にすぐ動けるようにしてほしい。
- ・ 保育園、幼稚園と一緒に小学校だけは別々は、子供達はとても大変な思いをしている。子供達や保護者からのアンケートを取ってみてはどうか。
- ・ 統合の有無だけでなく、もう少し真剣に保護者や関係者との話し合いが必要である。
- ・ 統合がないのであれば各小学校の環境整備をお願いしたい。プールなど
- ・ 統合の検討委員会くらいあっても良いのではないかと。両小学校を母校としない保護者からは、小学校2校に固執する意味が分からない。
- ・ 既存集落に子供達が増える施策を検討してほしい。
- ・ 現役保護者全員から統合についてのアンケートを取って意識調査を行う事が必要である。早期に小学校統合の検討委員会も立ち上げ、アンケートの結果も踏まえ、統合によるメリットデメリットを考慮したうえで『する』『しない』の方向性を決めてほしい。
- ・ 小学校の統合は不要だと考える。今後、両校とも複式学級になる見込みはなく、統合したとしてもどの学年も1学級にしかならない。子どもの減少はわずかだが教諭数は半分になってしまう。
- ・ 現状を維持したうえで今後は幼小中での交流をオンライン、オフラインで増やしてほしい。
- ・ 両小学校の児童数が年々減少しているので統合小学校にしてもいいと思う。
- ・ 統合しなくて良いと思う。小学校で2つに分かれて中学校で1つになることで、中学生になった時、子供達の中で、新鮮さ競争心が芽生えているのは確かにある。
- ・ 統合学校が増える事で教師の働く場所が減少し、教師のなり手も少なくなり、採用の枠も難しくなる。先生が全体的に減ってしまうならデメリットでしかない。今の少人数のおかげで、子供達1人1人に先生方が目を配っており親として大変感謝している。
- ・ 児童数から考えると統合は不要かと思われるが、今後の児童クラブ運営等も踏まえ、総合的に考えると統合も検討すべきと思う。児童クラブも学校内に設置すべきである。
- ・ 3回の会議では深いところまで話ができない。
- ・ 統合は基本的に反対である。
- ・ 笈川小・勝常小ともに開校150年の歴史ある学校である。当面は複式学級にはならないのであれば、かえって一人一人に目が届く素晴らしい教育環境であると思う。
- ・ 子供が少ないなら、子供を産み育てられる環境の充実を図っていくのが行政の仕事ではないか。
- ・ 大変地の利の良い湯川村である。素晴らしい教育環境であり、他より魅力ある地域であるならば人は寄ってくるのではないかと。
- ・ 「米と文化の里・湯川村」は、勝常寺だけが文化ではない。文化とはカルチャー、「耕す」との意味で、どこよりも人間教育の充実できる学校であってほしい。「教育の湯川」の構築等、特化できれば人は集まると思う。

- ・校舎も耐震工事が済んでいるならまだ使える。
- ・プールについては、各学校にあるのが望ましいが、村民プールとして村民全体の健康増進の施設として施設にしてはどうか。
- ・現状のままを望む。学校がなくなることにより地域が廃れる事例が多々ある。もし、統合をするのであれば跡地利用などの議論をきちんと行わなければ住民合意というものは難しいのではないかな。
- ・統合問題については、このような委員会を、定期的（年に数回）に開催し、現状について検討・確認し合っていくことは大切である。現在の小学校の状況や今後の検討課題も明確になるのではないかな。また、今後、統合を審議する委員会を設置する上でも、スムーズに移行できるのではないかと考える。
- ・小学校の統合については新しい宅地造成等で一時的な微増はあっても児童減少は目に見えている。10～20年先をみると厳しい状況になると思うので早めに準備した方が良い。
- ・校舎もプールも古くなっているので新設し、学童保育の環境も考えると小学校に併設の施設も必要となる。幼稚園が統合されて、小学校で分かれるのも不自然であり友達と離れてさびしいという声も聞こえる。幼稚園・小学校・中学校と連携教育や一貫教育という考え方も増えており、関係者で近隣の学校に行ってメリット・デメリット、設置の流れなど調べるのも良いと思う。多くの人と切磋琢磨して強い人間に育ってくれることを願う。
- ・現時点においては基本的に統合に反対である。
- ・歴代村長が目指してきた人口増加策が達成し維持される様になれば、湯川村の小学校校舎は1つでは不足する。よく子供たちに競争力を付けるには大人数での集団化が必要との話も聞きが、児童数減少が進んだところでは、上下左右の結び付きが強くなる傾向があると聞く。学校内だけではなく子供たち同士の生活空間の共有化（方策）を考える必要がある。

#### ④その他

- ・悪天候時など、臨時的にスクールバス等の対応や路線バスを活用できような対応も検討してほしい。
- ・学校環境整備として、小学校周辺の草刈りや除草剤散布などを行う作業員を村予算で配置してほしい。
- ・有料でもいいのでスクールバスを運行してほしい。
- ・犯罪を防ぐ抑止力、万が一の際には証拠映像の記録と、安全の観点から小学校や村営駐車場、通学路の一部などに防犯カメラの設置をお願いしたい。
- ・湯川村と提携しているモンベルを活用し、ランドセルの無償配布など、村のPRも兼ねて、子育て支援策を検討してもらいたい。
- ・統合小学校及び小中一貫（学園）構想するにあたっては会津大学の附属も視野に入れて考えて進めてほしい。湯川村の子育て支援は近隣の市町村比べると手厚いが、湯川村に残る人は少ないので人口減少に歯止めがかからない。湯川村独自の「事業資金や医療の開業資金」支援を設けて人材の確保を望む。
- ・子育ては、自立した大人（社会人）を育てる事が目的と考える。『良い事（または正しい事）』、『善くない事（または悪い事）』、『どうしても良い事（状況によって善悪が変わる事）』を知る必要がある。しかし今の教育は、『善い事』と『学術的な事』しか教えていない様に感じる。『悪い事』、『どうしても良い事』はどのタイミングで誰がどの様に教えるのかを考える必要がある。

令和4年度 小学校のあり方について意見を聞く会  
第1回委員会 会議録

- 開催日時 令和4年10月25日(火) 18:30~19:52
- 開催場所 湯川村役場 1階 会議室
- 出席者 委員12名(別紙13名中)、佐原教育長、真壁教育次長 計14名

<開会 18:30>

※委嘱状交付

会議に先立ち、佐原教育長より委員を代表して中島藍さんへ委嘱状の交付を行った。

1 開会

真壁教育次長が司会を務め、令和4年度「小学校のあり方について意見を聞く会」第1回委員会を開会した。

2 教育長挨拶

佐原教育長が本会議の趣旨及び本委員会を立ち上げることとなった経緯も含め挨拶した。

3 会設置の趣旨説明

真壁教育次長より、資料中の設置要綱について、本会を設置するに至った経緯の詳細や具体的な目的について改めて説明した。

そして、委員一人一人から自己紹介をしてもらった。

4 委員長・副委員長の選出

設置要綱第3条第3項の規定に基づき、委員長及び副委員長の選出を行った。

事務局案を提示し、全員の了承を得て決定した。

委員長：五十嵐喜浩さん 副委員長：菊地正孝さん

(両名から就任の挨拶をいただいた。)

5 協議

五十嵐委員長を座長に協議に入った。

(1) 令和4年度計画(案)について

事務局案として、真壁次長より本年度予定している3回の委員会開催日時及び会の進め方についての提案があり、全員一致で了承された。

- ・第2回委員会 11月29日(火) 18:30~
- ・第3回委員会 2月28日(火) 18:30~
- ・委員各位から意見や要望を聞き取り、事務局はその資料などを提供・説明し委員相互の意見交換を行う。
- ・意見や要望を集約するのみで議決な事案の決定を行うものではない。
- ・年度末には報告書にまとめ関係機関には配布する。

(2) その他

委員への謝礼支払に係る振込口座先の確認を行う。

【委員から出された今回の意見・要望については別紙のとおり】

6 閉会

真壁教育次長が第1回委員会を閉会した。

<閉会 19:52>

令和4年度 小学校のあり方について意見を聞く会  
第2回委員会 会議録

- 開催日時 令和4年11月29日(火) 18:30~20:15
- 開催場所 湯川村役場 1階 会議室
- 出席者 委員9名(別紙13名中)、佐原教育長、真壁教育次長 計11名

<開会 18:30>

1 開会

真壁教育次長が司会を務め、令和4年度「小学校のあり方について意見を聞く会」第2回委員会を開会した。

2 教育長挨拶

佐原教育長が挨拶を述べた。

3 委員長挨拶

五十嵐喜浩委員長が挨拶を述べた。

4 協議

- ・五十嵐委員長が座長を努め協議に入った。
- ・真壁教育次長が次第に添付してある前回(第1回目)の会議録について加除訂正の有無を確認した。【無し】
- ・前回の会議において委員より要望のあった資料(「湯川村の人口の推移」「2022.5.5の民友新聞の写し)を配布するとともに、その内容について説明した。
- 次の3つのテーマ毎に関係する資料を配り、真壁次長がその説明をするとともに、委員から質問や意見を聞いた。

①教育制度

「令和5年度学級編制の基準」「令和5年度教員定数配置基準」「小中一貫教育の概要」

②児童クラブ

「児童数の推移と児童クラブの加入見込み」「湯川村放課後児童クラブ登録児童数一覧」  
「児童クラブ平均利用者数」

③小学校統合

「統合の冊子」

5 その他

- ・今後の作業日程について確認をした。
- ・第3回委員会は、令和5年2月28日(火)午後6時30分から開催する。
- ・これまで配布した資料を参考に、委員から様々な要望や意見を出していただく。
- ・第3回の会議において意見を集約するため、事前に意見を紙あるいはメールで提出していただく。そのため、1月下旬頃に委員宛に記入用紙を配布し、2月中旬を目途に提出してもらい第3回目の委員会で内容を確認する。
- ・その後、精査・集約して教育委員会や村長、議会へ報告する。

6 閉会

真壁教育次長が第2回委員会を閉会した。

<閉会 20:15>



令和4年度 小学校のあり方について意見を聞く会  
第3回委員会 会議録

- 開催日時 令和5年2月28日（火） 18:36～20:38
- 開催場所 湯川村役場 1階 会議室
- 出席者 委員11名（別紙13名中）、佐原教育長、真壁教育次長 計13名

<開会 18:36>

1 開会

真壁教育次長が司会を務め、令和4年度「小学校のあり方について意見を聞く会」第3回委員会を開会した。

2 委員長挨拶

五十嵐委員長が「今回は本会の最終回であること」を含め挨拶した。

3 協議

五十嵐委員長を座長に協議に入った。

(1) 意見や要望の集約

事前に委員から書面にて提出していただいた意見や要望事項を事務局で整理した資料をもとに、次の4つのテーマごとに委員一人一人から追加も含めて説明してもらった。

- ①教育制度
- ②児童クラブ
- ③小学校統合
- ④その他

(2) 今後の進め方について

令和5年度の本会の持つ方について協議した。

○今年度は年度後半からの会議であったため、時間的余裕がなかったので、5年度は5月中旬頃に第1回目の会議を開催し、今年度と同様に年3回を予定している。

・・・【了承】

○委員の選考については、要綱の機関区分ごとに、本年度と同様の役職の方をお願いしたいと考えている。

・・・【機関ごとに状況も違うため、委員の選考については、再度個別に協議を行う必要がある。】

○今年度の委員の意見については、事務局で整理し3月下旬を目途に各委員へ報告書を配付するとともに、教育委員会・村当局・議会へも配布を予定している。また、今後の事務執行の参考にさせていただく。

4 その他

教育長より委員の皆さんへ本会の趣旨に賛同していただき、計3回の会議に出席していただき、貴重なご意見をいただいたことについてお礼を述べた。

5 閉会

真壁教育次長が、今年度の本会の活動の終了を告げ閉会した。

<閉会 20:38>

令和4年度 小学校のあり方について意見を聞く会 委員名簿

機関区分	役職等	氏 名	行政区
(1) 笈川小学校PTA	会長	福地 光紀	桜づつみ
	副会長	中島 藍	浜崎
(2) 勝常小学校PTA	会長	高畑 正樹	佐野
	副会長	堀金 佳世	石伏
(3) 湯川中学校PTA	会長	大関 善則	笈川
	副会長	瓜生 真由美	三島
(4) 湯川村保育所保護者	会長	渡部 倫矢	亀ヶ代
(5) ゆがわ幼稚園保護者	会長	小野 智史	北田
(6) 笈川小学校学校評議員	評議員	菊地 正孝	八日町
(7) 勝常小学校学校評議員	評議員	高橋 新	勝常
(8) 湯川中学校学校評議員	評議員	五十嵐 喜浩	上樽川
(9) ゆがわ幼稚園運営評価委員	委員	鈴木 美紀子	水谷地
(10) 区長会	会長	酒井 勲	笈川

[任期：令和5年3月31日]

## 小学校のあり方について意見を聞く会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湯川村立小学校のあるべき姿について、広く関係者から意見を聞き、協議・検討し今後の方向性を定めるため、小学校の在り方について意見を聞く会（以下「意見を聞く会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 意見を聞く会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 将来の小学校の姿に関すること。
- (2) 今後の進め方に関すること。
- (3) その他、意見を聞く会が必要と認めること。

(組織)

第3条 意見を聞く会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に属する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 笈川小学校PTA（2名）
- (2) 勝常小学校PTA（2名）
- (3) 湯川中学校PTA（2名）
- (4) 湯川村保育所保護者
- (5) ゆがわ幼稚園保護者
- (6) 笈川小学校学校評議員
- (7) 勝常小学校学校評議員
- (8) 湯川中学校学校評議員
- (9) ゆがわ幼稚園運営評価委員
- (10) 区長会
- (11) その他、委員会が必要と認めた者

3 意見を聞く会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、意見を聞く会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度末日までとする。

(会議)

第5条 意見を聞く会の会議は、委員長が招集し、会議の座長を務める。

(謝礼)

第6条 意見を聞く会の委員が会議に出席した場合は、1回あたり1,000円の謝礼を支給する。

(庶務)

第7条 意見を聞く会の事務は、教育委員会学校教育課内において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見を聞く会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

